

令和8年第8回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和8年8月17日（月）
開会 15時30分 閉会 17時02分
- 2 場 所 佐伯教育市民ホール「まな美」 第1市民活動室
- 3 出席者の氏名
教育長 都留 俊之
委 員 山口 清一郎 委 員 藤崎 郁
委 員 甲斐 徳人
- 4 事務局
教育部長 神崎 郁也
教育総務課長 御手洗 薫（以下「教総課長」という。）
教育総務課学校施設管理係課長補佐兼総括主幹（以下「教総補佐」という。） 塩月 禎典
学校教育課長 吉田 康彦（以下「学教課長」という。）
学校教育課学事係課長補佐兼総括主幹 長野 仁
社会教育課長（以下「社教課長」という。） 戸高 直人
体育保健課長 （以下「体保課長」という。） 藤原 直也
体育保健課スポーツ振興係総括主幹 高司 博規
体育保健課学校給食係総括主幹 高野 満
体育保健課学校給食係副主幹 吉良 徳子
本日の書記 総括主幹 河野 晃己 主事 児玉 真輝
- 5 付議した議案 3件
- 6 報告事項等 2件
- 7 その他 0件
- 8 傍聴人 0人

開会・点呼

教育長 教育委員会会議を開催するに当たり委員の出席確認をいたします。
本日は、廣田委員が欠席でございます。

教育長 それでは、令和8年第8回教育委員会会議を開きます。

前回会議録の承認

教育長 前回の会議録の署名委員は、藤崎委員にお願いしたいと思います。
今回の会議録の作成は、事務局職員の児玉が行います。

教育長の報告

新聞等で報道された下記について教育長から報告

- ・ 7月6日～24日、体育保健課主催ナイターソフトボール大会開催
- ・ 7月7日、7月14日、7月23日、企業版ふるさと納税感謝状贈呈式
- ・ 7月18日、学校教育課主催の子どもの居場所づくり開催
- ・ 7月21日、大分県中学校総合体育大会開催
- ・ グラッドストーンを知る旅に中学生7名が参加
- ・ 7月24日、第6回教育問題検討協議会開催
- ・ ジュニア防災リーダー養成研修開催

会期の決定等

教育長 本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。会議は概ね1時間程度を予定しています。

教育長 本日の会議の公開、非公開についてですが、会議は原則として公開することとなっていますが、会議を公開しないことについてお諮りいたします。議案第29号は人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて委員の皆さんにお諮りいたします。議案第29号は、公開しないということによろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 それでは、議案第29号は、非公開といたします。

教育長 本日の議事等進行は、初めに公開による議事、議案第28号、議案第30号及びその他(報告事項等)(1)(2)を行い、次に非公開による議事、議案第29号を行いますのでよろしくお願いいたします。

議 事

【議 案】

議案第28号 令和8年第5回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について

- ・ 佐伯市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- ・ 佐伯市いじめ問題対策委員会条例の一部改正について
- ・ 財産の取得について
- ・ 令和8年度佐伯市一般会計補正予算(第4号)
- ・ 令和8年度佐伯市一般会計補正予算(第3号)

議案第29号 佐伯市長期総合教育計画審議会委員の委嘱又は任命について

議案第30号 令和8年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

議案第 28 号 令和 8 年第 5 回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について

教育長 それでは、議事に入ります。議案第 28 号令和 8 年第 5 回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見についてのうち、佐伯市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、吉田学校教育課長から説明をお願いします。

学教課長 学校教育課の吉田です。よろしくお願いします。

佐伯市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてです。議案資料 2 ページ及び 7 ページを御覧ください。佐伯市いじめ問題対策委員会は、いじめ重大事態が発生した際に、その事実関係を明らかにするための調査等を行うことを所掌事務とする附属機関です。いじめ重大事態とは、「いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事態」及び「いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める事態」と定義されています。ここで、本委員会の委員報酬については、本市の他の附属機関の委員と同様に日額 4,500 円としていますが、県内他市における近年の委員会の開催状況等を踏まえると、本市において重大事態が発生した場合の調査は、設置当時の想定を上回る相当の時間と労力を要することが見込まれます。また、委員には、事実関係の認定、原因の分析及び再発防止策の提言等、高度な専門性を要する職務と重い責任が課されることから、現行の報酬額と職務の内容及び負担との間に乖離が生じています。全国的には調査すべき案件が発生しているにも関わらず、報酬額が低いことにより関係協会が推薦を見合わせ、委員会が設置できない事例も報道されています。本市においても、委員候補者の推薦を依頼する際に、報酬額が低額であるとの御意見をいただいているところです。このため、委員の職務の内容及び責任に見合った報酬とするため、報酬の額を改定しようとするものです。

次に、報酬額の算定方法について御説明いたします。本委員会の委員は、弁護士、臨床心理士、医師等の専門的知識を有する学識経験者を委嘱することとしており、高度な専門性及び中立・公正な判断が求められます。いじめ第三者委員会の委員の報酬額については、日本弁護士連合会が作成した「いじめの重大事態の調査に係る第三者委員会委員等の推薦依頼ガイドライン」において、専門家としての報酬水準を参考とし、拘束時間を基準として定めることが妥当であるとされています。ここで、多くの弁護士会における市民向け法律相談料は 30 分当たり 5,000 円とされており、大分県弁護士会においても、法律相談料は原則として 30 分以内 5,000 円とされています。いじめ第三者委員会の開催状況については、他市のいじめ重大事態調査では、1 件の案件につき委員会が 10 回以上開催され、1 回当たりの開催時間も 30 分から 4 時間を超える事例が見られます。これらを踏まえると、委員会の平均開催時間を約 120 分とし、報酬水準を 30 分当たり 5,000 円とした場合、委員の報酬額は日額 2 万円が相当と考えられます。委員長については、会議の進行及び議

事の取りまとめに加え、会議終了後の議事録の確認や報告書の取りまとめなどの業務も担うことから、活動時間を 150 分として算定し、日額 2 万 5,000 円が相当と考えられます。現在、県内各市の平均報酬額は 1 万 3,525 円です。県内では金額に幅があるものの、12 市のうち 6 市は 1 万 3,000 円から 2 万 8,500 円の価格帯となっています。このことから、改定しようとする報酬額は県内他市の報酬水準と比較しても著しく均衡を失するものではありません。また、県外の条例改正状況を見ても、報酬額を増額している事例が多く見られます。以上のことから、委員の職務内容及び責任並びに県内他市の報酬水準を総合的に勘案し、委員報酬を日額 2 万円、委員長報酬を日額 2 万 5,000 円に改定するように 9 月議会に条例の一部改正を提出するものです。以上です。

教育長 ただいま説明のありました議案について、審議を行います。御質問、御意見のある方はお願いします。

教育長 いじめ問題対策委員会の開催実績や今後の予定はあるんですか。

学教課長 先日報告させていただきました、いじめ重大事態に関わっては、いじめ対策委員会によるいじめ重大事態調査は、今までの開催の状況はありません。ただ、いじめ重大認定したのは今年初めてでありまして、これからどういう方向で、また被害者の方がもう第三者を望むということを強く言われるのであれば、こちらの方で開催せざるを得ませんので、これから先、この第三者委員会を開催するということは十分考えられると思います。

教育長 ほかにございませんか。

各委員 （全委員から「はい」との同意あり。）

教育長 それでは次に、佐伯市いじめ問題対策委員会条例の一部改正について、吉田学校教育課長から説明をお願いします。

学教課長 よろしくをお願いします。

佐伯市いじめ問題対策委員会条例の一部改正について、議案資料 10 ページ及び 13 ページを御覧ください。「佐伯市いじめ問題対策委員会」では、いじめ重大事態の調査を行う過程において、児童生徒や保護者、教職員等に関する個人情報や秘密を取り扱うことが想定されます。そのため、調査を適正かつ円滑に実施し、関係者から安心して協力を得られる体制を確保するためには、委員及び臨時委員が職務上知り得た秘密を適切に保持することが重要です。一方で、附属機関の委員及び臨時委員には、地方公務員法第 34 条に規定する「秘密を守る義務」は適用されず、現行の「佐伯市いじめ問題対策委員会条例」においても守秘義務に関する規定が設けられていません。この条例改正により、委員及び臨時委員の守秘義務に関する規定を

新たに設け、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないことを条例上明確にするとともに、その職を退いた後も同様の義務を負うことを規定するものです。

以上で佐伯市いじめ問題対策委員会条例の一部改正についての説明を終わります。

教育長 ただいま説明のありました議案について、審議を行います。御質問、御意見のある方はお願いします。

山口委員 秘密の保持なんですけど、我々技術職で辞めた時、秘密保持契約書を書かされて退職させられるんですけど、実際にそういうふうな形の秘密保持契約書っていうのを書いて退任するような書式を得るんですかね。

学教課長 条例に明記しているだけで書いてもらうというようなことはないです。

教育長 ほかにございませんか。

教育長 それでは次に、財産の取得について、藤原体育保健課長から説明をお願いします。

体保課長 体育保健課藤原です。よろしくお願いいたします。

財産の取得について、資料は 15 ページから 17 ページです。財産を取得することについて、佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決が必要となりますので、教育委員会の意見を求めるものであります。購入する財産は、コンテナ洗浄機 1 台です。購入の目的は、安全・安心な学校給食を提供するため、佐伯市弥生学校給食センターの機能低下している厨房機器を更新するためであります。購入の相手方は、大分市下郡北 3 丁目 13 番 32 号の株式会社中西製作所大分営業所 所長 江副 陽祐であります。購入の方法は、佐伯市物品等供給契約の競争入札の参加資格を有する者で、県内に本店もしくは支店等を有する者を要件とした一般競争入札により行いました。購入予定価格は、2,640 万円であります。

以上で財産の所得についての説明を終わります。

教育長 ただいま説明のありました議案について、審議を行います。御質問、御意見のある方はお願いします。

山口委員 コンテナ洗浄機の耐用年数は何年ぐらいなんですか。

体保課長 当該機器は導入から 17 年が経過しております。メーカーの推奨使用年数が 15 年となっておりますので、更新の時期を迎えていると思われます。以上です。

教育長 ほかにございませんか。

教育長 それでは次に、令和８年度佐伯市一般会計補正予算（第４号）について、関係課長から説明をお願いします。はじめに、御手洗教育総務課長から説明をお願いします。

教総課長 令和８年度佐伯市一般会計補正予算（第４号）の説明です。
別紙１をお願いします。教育総務の部分からですが、19 ページをお願いいたします。19 ページ一番下に小学校施設整備事業 小学校特別教室エアコン整備事業の411 万 9,000 円とあります。これは当初、設計委託料を予算化していたんですが、大幅に金額が不足しているということで、再度設計書等見直し、再計算したところ当初 500 万円ぐらいでしたのが、914 万 4,000 円必要ということで不足額を補正しております。これにつきましては、今年度設計して来年度ですね、小学校 17 校で理科室、家庭科室、図書室等 30 室を整備するための委託料となります。それと、増額分の歳入の補正が 13 ページに書いております。一番下、小学校特別教室エアコン整備事業債ということで、過疎債を予定しておりますので増えた分まるまる 410 万円あがっているということになります。教育総務課は以上です。

学教課長 続いて学校教育課の分です。
今回の補正予算については、歳出について 19 ページ上段を御覧ください。学校問題解決支援事業の佐伯市いじめ問題対策委員会委員等報酬を 82 万 5,000 円の増額。これは、先ほど御説明しました条例の一部改正に伴い、報酬額が増額となめです。また、同じく学校問題解決支援事業の事故再調査委員会における旅費を 9 万円増額、使用料及び賃借料を 3 万 8,000 円増額としています。これは、当初予算想定時より所要額が増えたためです。続きまして、21 ページの一番下の段、幼稚園教育一般管理費の償還金利子及び割引料を 1 万円の増額。これは幼保小の架け橋プログラム促進事業として実施しているものですが、令和 7 年度予算において、当初予定していた額よりも実績額が下回ったため、補助金の返還が必要になったものです。
最後に、21 ページ一番下の段です。幼稚園費人事管理費の通勤手当について、15 万 6,000 円の増額としています。これは、今年度から幼稚園の会計年度任用職員が 5 人から 2 人に減少し、通勤手当も日割りから月定額となりました。当初予算編成時には継続する職員が決定しておらず、令和 7 年度の実績の平均から予算を算出していましたが、令和 8 年度に雇用した職員の通勤距離が想定よりも長くなり、予算不足が見込まれるためです。

学校教育課分についての説明を終わります。

社教課長 社会教育課の戸高です。
社会教育課分の説明をさせていただきます。11 ページを御覧ください。一番上 2 の指定寄付金です。文化財事業等指定寄付金ということで 90 万 5,000 円計上しております。これは佐伯独歩会という任意の団体が解散をしたということで、その団体から会の会計の残金 90 万 5,520 円を佐伯市に寄付をしたいという申し出がございまして、今回歳入として計上しました。これに関連いたしまして、23 ページを御

覧になってください。この寄付金を活用させていただきまして、独歩会の解散ということでございますので、国木田独歩館管理事業で、現在独歩館の入口入って左側に土辺があるんですけども、こちらの土辺の一部が雨漏り等で破損しております、その中の木材も腐って一部破損しております、すぐ倒れるとかいうことはないんですけど、独歩会から御寄付をいただいたということで、独歩館の維持管理に使わせていただくように考えまして、この改修費用で約 40 万 2,000 円計上させていただきました。そして、歴史資料館運営事業ですけども、こちらの方で初代佐伯藩主の毛利高政の書状と第 6 代の藩主であります毛利高慶のおぼえが古書展の方で発見されたということでございまして、その購入で 50 万 4,000 円かかりますので予算計上しております。この 23 ページの資料で、先ほど言いましたとおり、国木田独歩館管理事業では 40 万 2,000 円かかるんですけども、39 万 9,000 円になっております。また備品購入ですね、毛利家の書状等を購入する金額が 504,000 円となっていますけれども、予算計上では 46 万 4,000 円となっております。これは当初予算で別のものを修繕する、別のものを買うということで計上しております、余剰金が発生しておりますのでその余剰金と合わせて今回計上させていただいたということになりますので、若干低くなっております。ただ、かかる金額がそれぞれ 40 万 2,000 円と 50 万 4,000 円となりますので、こちらの方に御寄付いただいた 90 万 5,000 円を充当させていただくということになります。

以上で社会教育課分の説明を終わります。

体保課長 体育保健課です。

歳入の分から説明します。8 ページ、9 ページを御覧ください。上段の国庫補助金です。社会資本整備総合交付金（公園長寿命化）です。当初予算で 5,000 万円計上していましたが、国の交付額決定に伴い 1,500 万円の減額補正です。続いて 10 ページ、11 ページ上段です。寄付金ですが、スポーツ振興指定寄付金を寄付者から 3 万円いただきましたので計上しています。同じページ下から二枠目の雑入です。9 教育雑入 24 万 6,000 円は、上浦 B&G 海洋センタープール上屋シート修繕の建物総合損害共済災害共済金です。続きまして 12 ページ、13 ページ過疎対策事業債です。教育債の総合運動公園遊具広場改修事業債で、1,440 万円を増額補正しております。これは先ほど報告しました、国庫補助金の減額に伴い、市債を増額したものです。

続きまして歳出の分です。24 ページ、25 ページ中段です。保健体育施設費の海洋センター管理費です。宇目 B&G 海洋センタープール上屋シートが、経年劣化で損傷しており、張替修繕を行うため需用費 478 万 5,000 円を計上しております。同じページの一番下、また次のページの上段で、学校給食一般管理事業です。報償費で 6 万 8,000 円、旅費で 7,000 円計上しております。これは来年 7 月末で佐伯市学校給食センター給食調理配送等業務委託の現契約期間が終了することに伴い、今年度業務委託の選定委員会を開催するため、委員の謝礼と費用弁償を計上しております。続きまして、この資料に間に合わなかったんですが、お手元に配付しております A4 の 1 枚紙で 2 枚配布しております。1 枚は繰越明許費歳入歳出予算要求書兼

見積書、もう1枚は令和8年度9月補正債務負担行為見積書を御覧ください。まず初めに繰越明許費です。総合運動公園の遊具広場改修事業の繰越明許費についてです。中央の歳出予算見積の枠を御覧ください。工事請負費ですが、当初予算で1億2,830万円予算を組んでいました。今年度の支出見込み額は、トイレ改修工事の1,050万円で、遊具広場造成工事、改修工事の予算を合わせた金額1億1,780万円を翌年度に繰り越すものです。総合運動公園遊具広場改修事業は、令和8年度内完成を目指して、一般競争入札で準備を進めてきましたが、設計書内の仕様書に不備があり、発注形態の見直しを行い、遊具の設計施工を一括して行う事業者の選定を、公募型プロポーザル方式により事業を進めていくこととなり、本年度中の完成が見込めないことから、予算の組替えを行うものです。続きましてもう1枚の債務負担行為見積書の方です。学校給食調理配送等業務委託の債務負担行為見積書についてです。先ほども触れましたが、令和9年7月末で学校給食センターの給食調理配送業務の委託期間が満了することに伴い、受託業者を公募します。委託契約期間は令和9年8月1日から令和14年7月31日までの5年間です。5年間の支出限度額は22億7,700万7,000円です。本業務は、人件費が大きな割合を占めていることから、令和8年5月1日現在の従業者数117名で委託料の積算を行っております。今後の最低賃金や人件費の上昇等も考慮し、5年間にわたり安定して業務を履行できるよう、債務負担行為を計上しました。

以上で説明を終わります。

教育長 ただいま説明のありました議案について、審議を行います。御質問、御意見のある方はお願いします。

藤崎委員 教育総務課のエアコンなんですけど、これはこんだけ大きな補正をしないといけない理由をもう少し教えてもらいたいんですが。

教総補佐 教育総務課の塩月です。委託料の増額に関してなんですけど、昨年同じように中学校の特別教室のエアコンの空調の設計を出したところ、無事問題なく落札されたので、今年度も同じような考え方でいけるであろうということで委託料を弾いたんですが、業者に聞き取りをする中で金額が合わないっていうのが8割方占めていたので、委託料弾く中で図面枚数と複雑度が大きく金額に反映されるんですけども、複雑度を標準がBとすれば昨年度はAに落としていたんですね。そんなに複雑な設計ではないであろうということで。それで落札されて、安いとかっていう話もなかったのが同じように今年度発注したところ、そういう結果が出たので複雑度を標準に戻す作業と図面枚数も見直しをかけて弾いた額がそのような形となりそのぐらいの増額になったような次第です。

山口委員 2027年問題っていうのもかかってるんですかね。

教総補佐 今回の設計委託に関しては2027年問題は特に関係してないです。単純に委託料

を弾く上での算定シートっていうのがあるんですけど、去年の実績をもって同じような算定をして今年度も発注したんですけども、業者の話としては金額が合わないっていうのが8割方占めてたので複雑度を厳しく見すぎたのかなというところも踏まえて標準に戻し、図面枚数等も精査したところ今回の補正額に至ったような次第です。

藤崎委員 これ市議会にかけるということですね。先ほどおっしゃってたようなことも丁寧に説明をした方が議員さんたちの印象もいいのかなと思いました。意見です。

教育長 ほかにございませんか。

山口委員 学校給食の委託事業の別紙の中で、令和9年から14年まで記載されてますけど、予算が年度ごとにばらつきがあるのはなにか理由があるんですか。

体保課長 まずこの見積書の右側、令和9年度から令和14年度以降の枠が金額がばらついてるのは、令和9年度については、8月から3月までで令和14年度は4月から7月までというような形になります。それで、あと積算根拠としましては、賃金の上昇率を見込んでおりまして、その上昇率で少しずつ金額が変わっているというような形になります。

山口委員 独歩会はどういった活動されてたんですか。

社教課長 昭和8年6月に養賢寺の方で、国木田独歩さんとゆかりのあった人々や教え子が十数名集まってそこで初めて会ができたようでございます。それ以降ですね、昭和11年に城山の西の丸のところに独歩碑というのを建立したのが活動の始まりとなっております。それ以降はですね、文化団体としまして会報の発行、いろんな所に行って歌等を作るだとか、あるいは独歩さんに関する講演会とかですね、また佐伯図書館と協力してですね、国木田独歩読書作品コンクールなど、そういった活動を行っております。また、独歩に関する書籍の制作と販売等を行っていたということでございます。

山口委員 その民間団体が活動を停止するという形になったということですね。

社教課長 新しい会員さんが入らない、高齢化等で事業を行うことが非常に困難であると判断したというようなことをお聞きしております。

教育長 ほかにございませんか。

事務局 【令和8年度佐伯市一般会計補正予算（第3号）について報告】

教育長 それでは、議案第 28 号についてお諮りをいたします。
議案第 28 号令和 8 年第 5 回佐伯市議会定例会に提出する議案について、異議なしということによろしいでしょうか。

各委員 （全委員から「はい」との同意あり。）

教育長 議案第 28 号については、異議なしといたします。

教育長 それでは、次に議案第 30 号令和 8 年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について、河野教育総務課総括主幹から説明をお願いします。

事務局 資料の 20 ページを御覧ください。

議案第 30 号令和 8 年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価についてです。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定により、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することが義務づけられています。この規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものがあります。

別紙を御覧ください。別紙 2 の令和 8 年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書です。報告書の 5 ページを御覧ください。この評価報告の内容につきましては、令和 8 年度の実績が対象で評価項目につきましては、令和 5 年 3 月に策定いたしました、「さいき“まなび”プラン 2023」に基づく施策について設定しております。「さいき“まなび”プラン 2023」では、「人が学び、人が生き、人が育つ持続可能な教育」の創造を全体目標として、七つの重点施策と六つの基本目標の中に、18 項目の施策を設定しております。

資料の 6 ページを御覧ください。評価方法につきましては、まず所管する課が自己評価を行い、その後内部評価を教育委員会事務局内で実施し、その評価報告について 5 人の外部評価委員の方から御意見や御助言をいただいております。メンバーにつきましては、市外の識者の方では学校教育の分野で大分県教育センター所長の小野委員、社会教育の分野で前さいき城山さくらホール館長の加藤委員をお招きいたしました。

点検及び評価表につきましては 8 ページを御覧ください。令和は 7 年度の施策に対する評価は施策全体で評価するため令和 7 年度の主な取り組みと評価と目標指標の達成状況の合計の値から、ABCD の区分で評価しております。令和 7 年度の主な取り組みの成果と評価と目標指標の達成状況の合計が 8 以上であれば A、6 以上 8 未満であれば B、4 以上 6 未満であれば C、4 未満であれば D というランク付けをしております。

それでは評価結果について概要を説明させていただきます。

＝ 各施策について、資料を基に説明 ＝

教育長 ただいま説明のありました議案について、審議を行います。御質問、御意見のある方はお願いします。

甲斐委員 もうここ数年やってきているから、あと2、3年やるので今年度また来年度に変更ということはできないと思うんですけども、ちょっと私の感想を聞いていただければと思います。例えば14ページの二つ目の目標指数のところ、授業中に進んで考えたり話し合ったりっていう目標指標、小学校が達成率-6%で評価が1、中学校が106.7%で評価が5、17ページを見てください。長期不登校児童生徒のところ、小学校が達成率-120%で評価が1、中学校が達成率126.5%で評価が5、見ていった時にこんなに小学校中学校で評価、達成率がプラスマイナスが大きく離れ、評価が1と5になるものかなと思ったんです。それでこの達成率は何なのかっていうのを見てみたら、8ページの達成率の計算方法っていうのがあるわけですね。まずお尋ねしたいのが、この達成率の計算方法、どうしてこのような式を取り入れたのかという理由について、まず伺いたいと思います。

事務局 達成率の計算方法については、この「まなびプラン」の作成時に評価をした時点で設定されたものであります。実績値からどれぐらい目標値に近づいているかっていうところをパーセンテージで表したものだんですけど、マイナスとかプラスの200%とかになってしまうのはですね、当初設定した令和3年度からその目標値での設定の仕方がちょっとまずいところとですね、結局伸び率を出してるんですけど、外部評価委員からも御指摘があってですね、次回策定時には見直さないといけないかなというところになります。基準値の設定の仕方もちょうと問題があるのと、目標値の設定もちょうと甘いところがあるのと厳しいところもちろんあるんですけど、その辺を次期の計画で見直していきたいと、事務局としては思っております。以上です。

甲斐委員 50ページの目標指標の一番下、児童生徒の体力評価C以上の割合というところで、下の方、中学校男子が達成率90.6%で5、中学校の女子が-200%で1、になってるんですけども、令和7年度の達成状況を見ると、中学校男子は84.5%、中学校女子は89.6%、中学校女子の方が達成している率が高いんですよね。それなのに達成率、この式でいくと-200とかなんて、もうとんでもないような数字になって評価が1になってる。女子の方がいいのに、これは適切に数値として表されていないんじゃないかなと思います。もう一つ言うと、わかりやすい例でいくと、30ページの歴史資料館とか入場者数ですね。基準値が大体、令和3年度1万5,000人。目標値令和9年度2万人にしようというところで、令和7年度もう2万5,000人超えてるんですけども、仮にこれわかりやすく、最終的に令和9年度、最終的に3万人になったとした場合、計算式に当てはめると、292.2とかいう数字になるんじゃないかなと、計算間違いでなければ、目標値が2万人に対して令和9年の3万人だったら、単純計算150%ですよ。2万人のところが3万人ということは、だからこの

式っていうのが、私は伸び率を表そうという気持ちはわかるんですけども、正しく反映したものになっていないんじゃないかなと思うわけです。ということで来年度、急遽途中で積み上げていったものを変えるっていうのは難しいかもしれませんが、少なくとも次回、単純に目標値に対する今年度、50%、60%、70%その年の目標値に対する数値だけで、変化はわかると思うので、こういう複雑な式を使わなくてもいいのではないかなと。次回に向けて検討をお願いします。

教育長 ほかにございませんか。

教育長 それでは、議案第 30 号についてお諮りをいたします。議案第 30 号について、提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 （全委員から「はい」との同意あり。）

教育長 議案第 30 号については、提案どおり承認といたします。

報告事項等

- ・ 令和 8 年度全国学力・学習状況調査結果概況及び令和 8 年度大分県学力定着状況調査結果概況について
- ・ 次回教育委員会までの主要行事（スケジュール）について

教育長 それでは、先に非公開と決定しました議事、議案第 29 号を行います。関係者のみ
在席とし、その他の課長及び傍聴人は退室してください。

議 事

議案第 29 号 佐伯市長期総合教育計画審議会委員の委嘱又は任命について

教育長 それでは、議案 29 号佐伯市長期総合教育計画審議会委員の委嘱又は任命について、御手洗教育総務課長から説明をお願いします。

＝非公開＝

＝資料を説明＝

＝原案のとおり承認＝

教育長 これで令和 8 年第 8 回教育委員会会議を閉会いたします。

終了 17 時 02 分

この会議の議決を明確にするため、議事録署名委員及び議事録調整者は署名する。

議事録署名委員_____

議事録調整者_____